招聘研究員レポート

新世代農民工、その特徴と課題



中国 安徽大学教授 李 坤刚 (Li Kungang)

JILPTでは、国際的な視野に立った労働政策研究を実施していくため、 当機構のプロジェクト研究等と関連が強い分野において優れた業績と知 見を持つ諸外国の研究者を招聘し、相互研究成果の交換、活用を図ると ともに、労働分野の研究者・研究機関等とのネットワークを構築してい くことを目的として、海外の研究者の招聘事業を実施している。本事業 の趣旨に基づき、2017年6月29日から9月21日までの間、中国の安徽 大学の李坤刚教授を招聘した。この機会に李教授に中国の最近の労働問 題について寄稿してもらった。

産業化の過程は、労働人口が農村から都市部へ移住する過程でもある。都市部への移住に関して、中国の農民工の場合、欧米のそれとは異なっている。即ち、中国の農民工は農村の戸籍を保っており、農家請負制の下で農地の使用権を有し(注1)、無料の宅基地を持っている(注2)ことである。つまり、中国の農民は都市部に入って就労してはいるが、その基盤は依然として農村部に残っている。しかし、この基盤が持つ影響力は、第一世代農民工に対するものと新世代農民工に対するものと新世代農民工に対するものとでは異なっている。



第一世代農民工の特徴と 受け入れ側政府の対応

第一世代農民工とは、1980年代中 旬から1990年代中旬にかけて、農業 から離れ、農村から流出し、非農産業 に進出した労働者である。その特徴は 以下のようになる。①彼らは農村にお ける余剰労働力である。農家が請け負 う土地の耕作に必要以上の労働力とな るため、余剰となった人たちが都市部 に移動し、労務に従事することになる。 ②第一世代農民工が流出する目的は家 族を養うためである。彼らにとって、 農村に残された親族は、一つの独立し た経済団体として、依然として存在し ている。③彼らには農業に従事した経 験があり、心の中では農地が恋しく、 都市部での労務が終わった後、農村に 戻って老後生活を送ろうという考えが ある^(注3)。

農民工の受け入れ側となる地方政府

としては――特に沿岸部の開放的な都 市とその他の大都市政府にとっては一 農村から流入する大量の労働力に対 する心情は複雑である。まず、これら の地域は経済の急速な発展によって大 量の労働力が必要となるため、その利 用を考えると、受け入れ側の地方政府 は彼らの到来を歓迎する一方で、中国 には独特な戸籍制度と分税制度(注4) があり、受け入れ側政府は流入人口に 対して、これを拒み、退けたいという 考えもある。即ち、農民工には市民と しての待遇を与えたくない、または彼 らが老後も都市部に居残ることは望ん でいないというように、第一世代農民 工が持つ帰省願望と、受け入れ側政府 の思惑が部分的に重なっているため、 第一世代農民工に対して、受け入れ側 となる都市政府の期待に沿う可能性が ある。しかし、新世代農民工にとって は、受け入れ側のこの考え方と政策は、 彼らの市民化への要求を阻害すること になる。

新世代農民工とその特徴

「新世代農民工」、または「第二世代 農民工」、「新たな一世代の農民工」、「新 農民工」等と呼ばれる彼らは、具体的 には1980年代以降に生まれ、戸籍は 農村にありながら、本籍地以外の場所 で農業以外の労務に従事する農民工集 団である。2010年、中国共産党中央 一号指令が初めて「新世代農民工」と いう概念を使い、「焦点を絞って措置 を取り、新世代農民工問題の解決に本 腰を入れる」ことを指示した。中央政 府がこの概念を使ったのは、新世代農 民工には特殊な需要があることを政府 が認め、また解決すべき問題もあると 認識したためでもある。「2016年農民 工観測調査報告 によると、2016年 に農民工の総数は2億8,171万人に達 しており、そのうち、1980年以降に 生まれた新世代農民工の比率は 49.7%であり、その数は約1億4.001 万人に上る(注5)。

一般的に言うと、新世代農民工の特 徴は以下のようになる。①彼らは既に 余剰労働力ではなく、その多くは自家 の農地を耕作する意志はなく、都市部 に来てアルバイトをしている。その目 的は都市部で生計を立て、拠点を築く ことであり、金を稼ぐ目的は家族を養 うためではない。新世代農民工は家族 と密に関わることなく、彼らの多くは、 学校を出るとすぐ出稼ぎに出るが、そ の目的は親への依存と親からの束縛か ら逃れ、自立と自由を享受することで ある(注6)。②彼らの多くは小学校、 中学校時代に農業に従事したことはな く、農村の土地には親近感がない(注7)。 ③彼らの生活観念はより都市化してい る。彼らは成人した後、すぐ都市で働 くようになり、一部の人は中学校また は高校の時から都市部で就学し、その 生活スタイルと考え方は都市のそれが 基礎になっており、彼らの生活習慣は 都市部の同年代の者と大差はない(注 8)。④彼らは親の世代よりハイレベ ルの教育を受け、比較的権利意識が強 い。近年、労働争議事件が急増してい る理由は、一部に彼らの権利意識が第

一世代農民工より高いことに起因する。 総じてみると、彼らの多くは都市部に 定住し、都市部の若い世代と同じよう に生活することを望んでいる。

新世代農民工の都市部定住化 への障壁

新世代農民工が都市部に生活し、定 住する夢は制限され、阻害されている。 第一に、職業能力の面で言うと、新世 代農民工は中学校または高校卒業後に すぐ都市部に出てアルバイトをしてい たため、その職業技能はアルバイト生 活を通して習得したものである。よっ て専門知識が不足し、都市生活の環境 変化への対応が難しくなる。第二に、 子女の就学制度で言うと、結婚し子ど もをもうけた新世代農民工の、都市部 における子女教育に対する需要が高 まっている。中央政府は積極的に施策 を打ち、地方政府に農民工の子女に対 して、都市部戸籍を持つ住民の子女と 同等の権利を与えるよう求めているが (注9)、地方政府の態度は消極的である。 その理由は、分税制度により、地方政 府は現地戸籍を持つ者の子女の義務教 育費用に対してのみ、それを財政に よって負担する義務があり、受け入れ 側の地方政府は都市部戸籍を持たない 農民工に対しては、その子女の義務教 育費用を負担する義務はないからであ る(注10)。第三に、住宅関係で言うと、 近年、都市部の不動産価格が高騰し、 アルバイトによる所得では負担できる ものでなくなった。中央政府が低価賃 貸マンションの建築を提唱しているが、 新世代農民工の需要には追い付かない。 『2016年農民工観測調査報告』によ ると、政府保障住宅を購入または低価 の賃貸マンションを賃貸している農民 工は3%にも達していない(注11)。



新世代農民工の権利状況と 未来の労働関係の傾向

実際、新世代農民工の基本権利は保障されていない。「2016年農民工観測調査報告」によると、農民工の全体の労働時間と強度を見ると、1日当たりの就労時間が8時間を超える者が64.4%を占め、週当たりの就労時間が44時間を超える者が78.4%を占める。権利保障でいうと、2016年に使用者と労働契約を締結した農民工の比率は35.1%であり、賃金不払いに遭った農民工の数は236万9,000人に上る(注12)。

以上の述べてきた状況に基づくと、 中国の労働関係は以下の二つの傾向を 示すであろうと筆者は予想する。

①個別労働争議は引き続き増加

新世代農民工の基本権が保障されておらず、かつ彼らの権利保護意識も強いため、彼らは労働争議処理手続によって、合法的な権利を守り、それによって、個別労働争議が更に増えるであろう。

②集団労働関係の調整に対する需要は さらに増加

ある研究によると、新世代農民工の 要求は、経済的権利から社会的公平の 追及へと転換しており、農民工の組織 化傾向が明らかである^(注13)。このよ うな傾向は政府に好まれず、一定の抑 圧を受けると予想されるが、前述した ように確実に高まっている要求は、彼 らに何らかの行動をとらせ、一定の圧 力を生み出し、政府に政策と立法によ る対応を促すことになるであろう。

[注]

- 1 中国の農村において、土地は集団所有のものであり、農民が自分の村で耕作する農地は、村という集団から請け負ったものである。2004年以前、農民は農業税を納付する必要があったが、2004年以降、農業税の納付が免除された。従って、現在農民が請け負っている土地は、無料で耕作することができる。中華人民共和国土地管理法第6条、第12条参照。
- 2 中国の農村において、農民が住宅を立てるための宅基地は集団所有の土地であり、無料で農 民家庭に提供され、住宅を立てるために利用される。中華人民共和国土地管理法第6条、第38条参照。
- 3 劉易平「新都市化と郷鎮化:適宜に二代目農 民工の社会疎遠問題を解決する」、『青年学報』 2014年第2期。
- 4 中国は1994年から分税制度を実施した。分 税制度というのは、税金収入を中央収入と地方 収入に分けることである。中央収入は国税局が 徴収し、地方収入は地税局が徴収する。中央収 入は中央政府が運用し、主に中央政府の運営と

国防、外交等に使われる。また、必要がある場合、一部の中央収入が地方に還付される。地方収入は地方政府が運用し、地方政府の運営と教育等に使われる。この制度によって、地方政府には地方政府の収入を増やす動機が生じ、地方政府同士の間の競争が引き起こされる。1993年12月25日、国務院公表「分税制財政管理システムの実施に関する決定」を参照。

- 5 国家統計局「2016年農民工観測調査報告」、 『中国情報報』2017年5月2日第1版。
- 6 許葉萍・石秀印「新世代農民工の価値追求と 古い世代の農民工との比較」「思想政治業務研 究」2010年第3期。
- 7 新華社「認可を渇望し、夢を追求する――新世代農民工に対する調査報告」http://www.gov.cn/jrzg/2011-02/20/content_1806766.htm
- 8 徐占春「二代目農民工の集団としての特徴と 市民化の訴求」、『発展研究』2012年第8期。
- 9 例えば、2010年7月、教育部が『国家中長 期教育改革と発展計画要旨』(2010-2020年) を公表し、都市部に進出した就労者の子女が平 等に義務教育を受けられるよう、問題の解決を 促した。
- 10 多くの場合、農民工の子女は都市部戸籍を獲得することができず、農村戸籍を持つことになる。

- 11 国家統計局「2016年農民工観測調査報告」、 「中国情報報」2017年5月2日第1版。
- 12 国家統計局「2016年農民工観測調査報告」、 『中国情報報』2017年5月2日第1版。
- 13 瀋原・汪建華等「新世代農民工の組織化傾向」 http://www.360doc.com/conte nt/15/0908/11/10857169_497649131. shtml

プロフィール

李坤刚(Li Kungang)中国 安徽大学教授。専門は雇用労働法。2017年6月29日より9月21日まで、労働政策研究・研修機構(JILPT)招聘研究員として来日し、解雇及び解雇補償制度の日中比較研究を行う。

(調査部国際研究交流課)



ail magazine

労働情報

|主なコンテンツ

研究成果情報

調査研究成果、フォーラム開催など。

行政

厚生労働省などの中央省庁や行政機関が 発表した労働関連の記者発表資料など。

統計

「労働力調査」や「毎月勤労統計」など 労働関連の統計調査結果。

労使

労働組合や使用者団体の動向、見解、報 告や、当機構独自取材の記事など。

動向

企業や調査研究機関のニュースリリース。 意識調査から景況感まで幅広くフォロー。

企業

ワーク・ライフ・バランス、女性・高齢者・ 障害者など、個別企業の人事関連制度の 動きを紹介。

海外

各国の失業率など海外の労働関連情報。 ILO など国際機関の報告も。

判例命令

労働関連の裁判の判決、中央労働委員会の不当労働行為事件に係る命令など。

法令

労働関連の法律、政令、省令、告示。

イベント

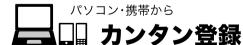
行政や研究機関などのイベント案内(セミナー、講習会、シンポジウムなど)。

雇用・労働分野の 最新情報を配信中



週2回(水曜日と金曜日)無料配信

人事労務管理情報、行政・労働組合の動向、イベント 情報、労働判例・命令など雇用・労働分野の最新 ニュースを無料でお届けします。





メールマガジン労働情報

検索

http://www.jil.go.ip/kokunai/mm/

独立行政法人 労働政策研究·研修機構(JILPT)

〒177-8502 東京都練馬区上石神井4-8-23(研究調整部広報企画課) Tel: 03-5903-6254 Fax: 03-5903-6114 ホームページ: http://www.jil.go.jp/